

## 当会元会員に関する判決についての会長声明

平成29年6月9日、当会の元会員（現在は東京司法書士会会員）沼上敬輔の業務上横領事件について、横浜地方裁判所より懲役2年6月（執行猶予5年）の判決が下されました。この事件については既に新聞報道がなされているとおり、沼上敬輔が当会会員であった際に発生した事件であります。

これは、当時当会所属の会員であった沼上が、成年後見人に選任されたものの、事務所経営上の行き詰まりからその業務遂行過程において成年被後見人の金員を業務上横領したとして起訴されてこの日の判決となったものです。

このような事件が起きてしまったことにより、被害にあわれた方そして市民の皆様が、たいへんなご不安とご心労をお感じになられたこと、そしてなによりも大きな憤りをもって新聞報道をご覧になったであろうことを思うと、誠に遺憾であります。神奈川県司法書士会としてこの日の判決をあらためてご報告するとともに、この判決を厳粛に受け止め、今後、当会会員の綱紀肅正に努めてまいり所存であることをここに申し上げます。

そもそも成年後見人は市民の皆様の信頼のもとに高齢者や障がい者の代弁者となってその権利を擁護すべき立場にあるべきところ、同元会員の行為はこの信頼を著しく損なうものであり、そして成年後見制度そのものへの冒涇であり、絶対に許すことはできません。

この事件を踏まえ、当会は、司法書士が市民の皆様の権利擁護のために法律実務家として成年後見人に選任されているのだという重責を、当会会員が再認識し、今一度成年後見制度の原点に立ち返って心に強く刻むために、当会全会員にこの事件を告知することとしました。

当会は会員への倫理研修の更なる実施強化と、会員の成年後見業務遂行過程での義務の遅滞等につき関連団体に情報を求めることで細心の注意を払い、改めて会員の指導を徹底することはもちろんのこと、再発防止に努めてまいり所存であります。

平成29年6月13日 神奈川県司法書士会  
会長 星野 務